

宇部市請負工事成績評定要領

平成16年3月29日制定

(目的)

第1条 この要領は、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とし、成績評定点と所見の記述とする。

1件の請負金額が500万円未満の請負工事は、所見の記述のみとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、宇部市工事執行規則（昭和47年規則第18号）第20条に規定する監督職員及び宇部市工事検査要綱（昭和45年8月1日制定）第6条に規定する検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形、品質及びVE提案等について評価を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績評定表により行うものとする。

(評定結果の報告等)

第6条 工事担当課長は、工事の完成後速やかに、評定の結果を契約監理課長に提出するものとする。

2 契約監理課長は、検査職員が工事の完成検査を完了したときは、当該評定の結果をとりまとめて工事成績評定表を完成するものとする。

3 契約監理課長は、前項の工事成績評定表を、速やかに当該工事担当課長（受託工事にあつては、工事担当課長を經由して委託課長（予算担当課長））に送付するものとする。

4 契約監理課長は、工事成績評定表を随時、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約監理課長は、評定の結果を工事の成績評定の結果について（通知）（様式第1号）により、速やかに当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約監理課長は、前条の通知をした後、工事担当課長と協議の上、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正等必要な措置を講じるものとする。

2 契約監理課長は、前項の修正が有ったときは、直ちにその結果を工事の成績評定の結果の修正について（通知）（様式第1号の2）により、当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 契約監理課長は、第7条又は前条第2項の通知を受けた者から、評定の内容について、説明を求められたときは、工事担当課長と協議の上、速やかにこれに応じるものとする。

2 第7条又は前条第2項の通知を受けた者は、通知の日から起算して14日（休日を含む。）以内に、工事の成績評定に係る説明請求について（様式第2号）により、契約監理課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

3 契約監理課長は、前項による説明を求められたときは、工事担当課長と協議の上、工事の成績評定に係る説明について（回答）（様式第3号）により回答するものとする。

（評定結果の公表）

第10条 契約監理課長は、第7条又は第8条第2項の規定により、当該受注者に通知した評定の結果又は評定の結果の修正を契約監理課において閲覧に供することにより公表するものとする。

2 前項の公表の開始日及び終了日は、次のとおりとする。

開始日 受注者に通知をした後、又は当該受注者から説明要求があった場合はその回答が終了した後、速やかに行うものとする。

終了日 開始日から6箇月を経過した9月30日又は3月31日とする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日以降指名の通知をするものから適用する。

2 宇部市請負工事成績評定要領（平成15年3月31日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の宇部市請負工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に評定した工事について適用し、同日前に評定した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降評定した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降評定した工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月29日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は平成31年4月1日以降に契約した工事から適用し、平成31年3月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降評定した工事から適用する。